

## 香川地方最低賃金審議会

### 第3回 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開 催 日 時	令和元年10月4日 9時56分～11時37分		
開 催 場 所	香川労働局 第一会議室		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主 要 議 題	1 冷凍調理食品製造業最低賃金について(金額審議)		
議 事 要 旨	<p>1. 金額審議について</p> <p>    前回の続きとして金額提示を求めたところ</p> <p>    労働者側        第1回提示額：820円（+27円）</p> <p>        根拠：使用者側の+26円も分からない訳ではないが、820円（+27円）でも影響率は819円と変わらないため、影響する人が同じであれば下げることが難である。+27円の820円を提示する。</p> <p>    労働者側        第2回提示額：819円（+26円）</p> <p>        根拠：12月15日発効に向けて円満に解決したい。(1)個々の企業も含め冷食業界全体の健全な発展が重要と考える、(2)全国で唯一の冷食の特定最賃の意義を踏まえてこのような場で協議していきたい。この2点を確認することで、1円歩み寄る。+26円の819円を提示する。</p> <p>    労働者側        第3回提示額：819円（+26円）</p> <p>        根拠：+26円の819円で全会一致を希望。</p> <p>    使用者側        第1回提示額：819円（+26円）</p> <p>        根拠：提示額(+26円 819円)は変更なし。地賃も毎年20円台で上がっている。最低賃金の引上げは、低賃金労働者の賃金だけでなく、全体の賃金を見直す必要が出てき、コストアップに繋がる。</p> <p>    使用者側        第2回提示額：819円（+26円）</p> <p>        根拠：産別を無くすと主張してこの場に出てきている訳ではない。これまでも経営努力はしており、今後も継続して経営努力し、利益が出れば還元したいと思っている。+26円の819円での結審を希望。</p> <p>    労使双方の歩み寄りにより、現行最低賃金額(793円)+26円の819円で全会一致により合意に至ったため、最低賃金審議会令6条5項を適用し、香川労働局長あてに答申された。</p>		